

平成 28 年 8 月 26 日

「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の見直し検討に
当たって意見陳述を希望される事業者・団体の皆様へ

「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」
見直し検討部会 部会長 玉巻 弘光

「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の見直し検討に
当たっての意見陳述書の提出について

「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（以下「条例」という。）」は、施行後 6 年を経過し、平成 28 年度は、平成 25 年度に続き、たばこ対策推進検討会に見直し検討部会を設置し、条例の見直し検討を進めています。

見直し検討部会の委員として参画されていない業界で、条例の影響を受ける事業者・団体を対象に、条例の見直し検討に関する意見陳述をしていただく機会を設けます。意見陳述を希望される事業者・団体におかれましては、以下により、意見陳述書の御提出をお願いします。

1 意見陳述をする会議

- (1) 会議名 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」見直し検討部会（以下「部会」という。）
- (2) 開催日時 平成 28 年 9 月 21 日（水）18 時 30 分～20 時 30 分
意見陳述は、上記の時間内において、部会長が指定する時間帯、持ち時間で行います
平成 25 年度の見直し検討部会における意見陳述については、1 事業者・団体の持ち時間は約 5 分、質疑応答は約 10 分で行なっています
- (3) 会場 横浜情報文化センター 7 階 大会議室
所在地 横浜市中区日本大通 11 番地

2 意見陳述の範囲

今回の意見陳述については、条例の対象施設の見直し、規制内容の強化や緩和など、条例の見直し検討に係る意見に限らせていただきます。

3 意見陳述の方法

意見陳述は、1 の部会において行いますが、時間も限られていますので、意見陳述書（4 及び 5 を参照）を提出された事業者・団体が多数の場合、部会長と部会事務局（健康増進課）で協議し、書面のみ意見陳述とさせていただきます。

4 意見陳述書の作成方法

(1) 書 式 A4(縦)・横書き・両面の書面による意見陳述書を御提出ください。

引用する文献等の部分は、横書き・縦書きは問いません
プロジェクター等は用意していません

(2) ページ数 原則として30ページ以内

(3) 提出部数 55部

(委員11部、部会事務局(県)13部、報道機関・傍聴者用25部、予備6部)

5 意見陳述書の受付期間・提出方法

(1) 受付期間 平成28年8月26日(金)～平成28年9月13日(火)

(2) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は平成28年9月13日(火)必着)

郵送の場合は、部会事務局(健康増進課)から、6の事項を連絡する際の連絡先(所属名、担当者名、電話番号等)を記載した任意の様式を必ず添付してください

(3) 提出先 部会事務局

神奈川県保健福祉局保健医療部健康増進課たばこ対策グループ
所在地 〒231-8588 横浜市中区日本大通1
電 話 045-210-5025(直通)

6 部会当日における意見陳述の方法等の連絡について

部会事務局(健康増進課)から、9月15日(木)以降に、以下のことを、意見陳述書を提出された事業者・団体に御連絡します。

意見陳述をしていただくか又は書面のみ意見陳述とさせていただくかについて

意見陳述をしていただく場合の事業者・団体の意見陳述の時間帯、持ち時間、質疑応答のやり方、集合時間等

{ 部会当日において意見陳述をしていただく場合の意見陳述者と同席者について }

- ・意見陳述者は、原則1名、同席者を含め3名までとさせていただきます。
- ・意見陳述及び質疑応答は、意見陳述者に行なっていただきます。
- ・同席者は、質疑応答において、意見陳述者の説明に関する補足説明はできるものとします。

7 意見陳述に関する問い合わせ先

部会事務局 担当 堀越

神奈川県保健福祉局保健医療部健康増進課たばこ対策グループ 堀越
所在地 〒231-8588 横浜市中区日本大通1
電 話 045-210-5025(直通)